

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	児童福祉に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八代市は、児童福祉に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

八代市長

公表日

令和8年10月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	児童福祉に関する事務
②事務の概要	<p>本市は、児童福祉法、母子保健法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童手当法、児童扶養手当法、子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援の適切な実施、生活の安定、児童の健やかな育成に関する事務を行う。児童福祉に関する事務において必要となる書類については、窓口や郵送及びサービス検索・電子申請での受領により取得する。</p> <p>本市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 助産施設及びDV対策・母子生活支援施設への入所相談受付、審査及び入所措置 2 保育所への入園・支給認定申請書の受付、審査、施設の利用調整及び利用者負担額の決定・徴収並びに認定こども園・地域型保育事業所入園に伴う支給認定申請書の受付、審査、施設の利用調整及び利用者負担額の決定 3 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業に関する申請書の受付、市税滞納状況の確認及び県への進達 4 母子家庭等自立支援教育訓練給付金及び母子家庭等高等職業訓練促進給付金に関する申請書の受付、審査及び支給 5 養育医療給付に関する申請書の受付、資格審査、養育医療に要する費用の支給及び費用の徴収 6 児童手当の認定請求の受付、資格審査、資格管理及び受給者台帳内容の審査・更新 7 児童扶養手当の認定請求の受付、資格審査、資格管理及び受給者台帳内容の審査・更新 8 こども医療費の助成に関する申請書の受付、審査 9 ひとり親家庭等の医療費助成に関する申請書の受付、審査 10 特定教育・保育施設の利用にあたり副食費の免除対象者の判定 11 施設等利用給付認定、申請書の受付、審査及び支給 12 私学助成幼稚園に係る補足給付事業に関する申請書の受付、審査及び支給 <p>Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童福祉システム 2 宛名管理システム 3 中間サーバー 4 団体内統合利用番号連携サーバー 5 サービス検索・電子申請機能 6 Public Medical Hub (PMH)

2. 特定個人情報ファイル名

児童福祉情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表の8、9、37、43、44、45、49、56、94、101、135の項 ・番号法第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第8条、第9条、第19条第6号、第29条、第34条、第35条、第36条、第40条、第44条、第74条 ・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div> <div> [実施する] </div> <div> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 同号に基づく主務省令第2条の表 13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条8号 同号に基づく主務省令第2条の表 13、16、57、63、64、65、70、74、75、116、121、160の項及び162条 ・番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部こども未来課・こども家庭支援課
②所属長の役職名	こども未来課長・こども家庭支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	八代市 健康福祉部 こども未来課 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 TEL0965-33-8721 八代市 健康福祉部 こども家庭支援課 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 TEL0965-37-6800 八代市役所 情報公開総合窓口(総務企画部文書統計課文書法規係) 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 TEL0965-33-4100
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	八代市 健康福祉部 こども未来課 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 TEL0965-33-8721 八代市 健康福祉部 こども家庭支援課 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 TEL0965-37-6800
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<div> <div> [1万人以上10万人未満] </div> <div> <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 </div> </div>
いつ時点の計数か	令和8年10月16日 時点

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年10月16日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [○]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<div> <div>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</div> <div> <div><選択肢></div> <div> <div>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</div> <div>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</div> <div>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</div> <div>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</div> <div>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</div> <div>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</div> <div>9) 従業者に対する教育・啓発</div> </div> </div> </div>	
当該対策は十分か【再掲】	<div> <div>[十分である]</div> <div> <div><選択肢></div> <div> <div>1) 特に力を入れている</div> <div>2) 十分である</div> <div>3) 課題が残されている</div> </div> </div> </div>	
判断の根拠	地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン等を参考に地方公共団体において策定した情報セキュリティポリシー等(第3編第2章中「2. 情報資産の分類と理」、「3情報システム全体の強靱性の向上」、「4. 物理的セキュリティ」、「6. 技術的セキュリティ」等)を遵守している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月21日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要		事務の概要に以下を追加 7 こども医療費の助成に関する申請書の受付、審査	事後	
平成27年12月21日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要		事務の概要に以下を追加 8 ひとり親家庭等の医療費助成に関する申請書の受付、審査	事後	
平成27年12月21日	3.個人番号の利用 法令上の根拠		法令上の根拠に以下を追加 ・番号法第9条第2項 ・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	
平成28年9月9日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		法令上の根拠(情報照会の根拠)に以下を追加 ・番号法第19条第8号	事後	
平成28年9月30日	Ⅱしきい値判断 1. 対象人数	平成27年4月24日 時点	平成28年7月31日 時点	事後	
平成28年9月30日	Ⅱしきい値判断 2. 取扱者数	平成27年4月24日 時点	平成28年7月31日 時点	事後	
平成29年1月31日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要		事務の概要に以下を追加 4 母子家庭等自立支援教育訓練給付金及び母子家庭等高等職業訓練促進給付金に関する申請書の受付、審査及び支給		
平成29年12月28日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	こども未来課長 小川 正芳	こども未来課長 松川 由美		
平成29年12月28日	Ⅱしきい値判断 1. 対象人数	平成28年7月31日 時点	平成29年10月31日 時点	事後	
平成29年12月28日	Ⅱしきい値判断 2. 取扱者数	平成28年7月31日 時点	平成29年10月31日 時点	事後	
平成31年1月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	こども未来課長 松川 由美	こども未来課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載変更
平成31年1月31日	Ⅳ リスク対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載変更
平成31年1月31日	Ⅱしきい値判断 1. 対象人数	平成28年7月31日 時点	平成30年12月17日 時点	事後	
平成31年1月31日	Ⅱしきい値判断 2. 取扱者数	平成28年7月31日 時点	平成30年12月17日 時点	事後	
令和3年1月31日	Ⅱしきい値判断 1. 対象人数	平成30年12月17日 時点	令和3年1月31日 時点	事後	
令和3年1月31日	Ⅱしきい値判断 2. 取扱者数	平成30年12月17日 時点	令和3年1月31日 時点	事後	
令和3年1月31日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	—	事業の概要に以下を追加 10特定教育・保育施設の利用にあたり副食費の免除対象者の判定 11施設等利用給付認定、申請書の受付、審査及び支給 12私学助成幼稚園に係る補足給付事業に関する申請書の受付、審査及び支給	事後	
令和4年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第2 13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条7号 別表第2 13、16、57、63、64、65、70、74、75、116の項 ・番号法第19条第8号	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第2 13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条8号 別表第2 13、16、57、63、64、65、70、74、75、116の項 ・番号法第19条第9号	事後	
令和4年1月31日	Ⅱしきい値判断 1. 対象人数	令和3年1月31日 時点	令和4年1月31日 時点	事後	
令和4年1月31日	Ⅱしきい値判断 2. 取扱者数	令和3年1月31日 時点	令和4年1月31日 時点	事後	
令和5年1月31日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	本市は、児童福祉法、母子保健法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童手当法、児童扶養手当法、子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援の適切な実施、生活の安定、児童の健やかな育成に関する事務を行う。	本市は、児童福祉法、母子保健法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童手当法、児童扶養手当法、子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援の適切な実施、生活の安定、児童の健やかな育成に関する事務を行う。児童福祉に関する事務において必要となる書類については、窓口や郵送及びサービス検索・電子申請での受領により取得する。	事後	
令和5年1月31日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 児童福祉システム 2 宛名管理システム 3 中間サーバー 4 団体内統合利用番号連携サーバー	1 児童福祉システム 2 宛名管理システム 3 中間サーバー 4 団体内統合利用番号連携サーバー 5 サービス検索・電子申請機能	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月31日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の8、9、37、43、44、45、49、56、94の項 ・番号法第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8条、第9条、第29条、第34条、第35条、第36条、第40条、第44条 ・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	・番号法第9条第1項 別表第1の8、9、37、43、44、45、49、56、94、101の項 ・番号法第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8条、第9条、第29条、第34条、第35条、第36条、第40条、第44条 ・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事前	
令和5年1月31日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第2 13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第2 13、16、57、63、64、65、70、74、75、116の項 ・番号法第19条第9号	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第2 13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第2 13、16、57、63、64、65、70、74、75、116、121の項 ・番号法第19条第9号	事前	
令和5年1月31日	II しいき値判断 1. 対象人数	令和4年1月31日 時点	令和5年1月31日 時点	事後	
令和5年1月31日	II しいき値判断 2. 取扱者数	令和4年1月31日 時点	令和5年1月31日 時点	事後	
令和6年1月31日	II しいき値判断 1. 対象人数	令和5年1月31日 時点	令和6年1月31日 時点	事後	
令和6年1月31日	II しいき値判断 2. 取扱者数	令和5年1月31日 時点	令和6年1月31日 時点	事後	
令和7年1月31日	I 関連情報 3.個人番号の利用 ②法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の8、9、37、43、44、45、49、56、94、101の項 ・番号法第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8条、第9条、第29条、第34条、第35条、第36条、第40条、第44条 ・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	・番号法第9条第1項 別表の8、9、37、43、44、45、49、56、94、101の項 ・番号法第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第8条、第9条、第29条、第34条、第35条、第36条、第40条、第44条 ・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	
令和7年1月31日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第2 13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第2 13、16、57、63、64、65、70、74、75、116、121の項 ・番号法第19条第9号	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 同号に基づく主務省令第2条の表 13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 同号に基づく主務省令第2条の表 13、16、57、63、64、65、70、74、75、116、121の項 ・番号法第19条第9号	事後	
令和7年1月31日	II しいき値判断 1. 対象者数 2. 取扱者数	令和6年1月31日 時点	令和7年1月31日 時点	事後	
令和7年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	①部署:健康福祉部こども未来課 ②所属長の役職名:こども未来課長	①部署:健康福祉部こども未来課・こども家庭支援課長 ②所属長の役職名:こども未来課長・こども家庭支援課長	事前	令和7年4月1日からの組織再編に伴い担当部署を事前に追加
令和7年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	八代市 健康福祉部 こども未来課 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 ℡0965-33-8721 八代市役所 情報公開総合窓口(総務企画部文書統計課文書法規係) 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 ℡0965-33-4100	八代市 健康福祉部 こども未来課 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 ℡0965-33-8721 八代市 健康福祉部 こども家庭支援課 〒966-8601 八代市松江城町1番25号 ℡0965-37-6800 八代市役所 情報公開総合窓口(総務企画部文書統計課文書法規係) 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 ℡0965-33-4100	事前	令和7年4月1日からの組織再編に伴い担当部署を事前に追加
令和7年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	八代市 健康福祉部 こども未来課 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 ℡0965-33-8721	八代市 健康福祉部 こども未来課 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 ℡0965-33-8721 八代市 健康福祉部 こども家庭支援課 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 ℡0965-37-6800	事前	令和7年4月1日からの組織再編に伴い担当部署を事前に追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月30日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>本市は、児童福祉法、母子保健法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童手当法、児童扶養手当法、子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援の適切な実施、生活の安定、児童の健やかな育成に関する事務を行う。児童福祉に関する事務において必要となる書類については、窓口や郵送及びサービス検索・電子申請での受領により取得する。</p> <p>本市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に基づき、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。</p> <p>1 助産施設及びDV対策・母子生活支援施設への入所相談受付、審査及び入所措置 2 保育所への入園・支給認定申請書の受付、審査、施設の利用調整及び利用者負担額の決定・徴収 並びに認定こども園・地域型保育事業所入園に伴う支給認定申請書の受付、審査、施設の利用調整及び利用者負担額の決定 3 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業に関する申請書の受付、市税滞納状況の確認及び 県への送達 4 母子家庭等自立支援教育訓練給付金及び母子家庭等高等職業訓練促進給付金に関する申請書の受付、審査及び支給 5 養育医療給付に関する申請書の受付、資格審査、養育医療に要する費用の支給及び費用の徴収 6 児童手当の認定請求の受付、資格審査、資格管理及び受給者台帳内容の審査・更新 7 児童扶養手当の認定請求の受付、資格審査、資格管理及び受給者台帳内容の審査・更新 8 ことし医療費の助成に関する申請書の受付、審査 9 ひとり親家庭等の医療費助成に関する申請書の受付、審査 10 特定教育・保育施設の利用に当たり園食費の免除対象者の判定 11 施設等利用給付認定、申請書の受付、審査及び支給 12 私学助成幼稚園に係る補足給付事業に関する申請書の受付、審査及び支給</p>	<p>本市は、児童福祉法、母子保健法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童手当法、児童扶養手当法、子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援の適切な実施、生活の安定、児童の健やかな育成に関する事務を行う。児童福祉に関する事務において必要となる書類については、窓口や郵送及びサービス検索・電子申請での受領により取得する。</p> <p>本市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に基づき、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。</p> <p>1 助産施設及びDV対策・母子生活支援施設への入所相談受付、審査及び入所措置 2 保育所への入園・支給認定申請書の受付、審査、施設の利用調整及び利用者負担額の決定・徴収 並びに認定こども園・地域型保育事業所入園に伴う支給認定申請書の受付、審査、施設の利用調整及び利用者負担額の決定 3 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業に関する申請書の受付、市税滞納状況の確認及び 県への送達 4 母子家庭等自立支援教育訓練給付金及び母子家庭等高等職業訓練促進給付金に関する申請書の受付、審査及び支給 5 養育医療給付に関する申請書の受付、資格審査、養育医療に要する費用の支給及び費用の徴収 6 児童手当の認定請求の受付、資格審査、資格管理及び受給者台帳内容の審査・更新 7 児童扶養手当の認定請求の受付、資格審査、資格管理及び受給者台帳内容の審査・更新 8 ことし医療費の助成に関する申請書の受付、審査 9 ひとり親家庭等の医療費助成に関する申請書の受付、審査 10 特定教育・保育施設の利用に当たり園食費の免除対象者の判定 11 施設等利用給付認定、申請書の受付、審査及び支給 12 私学助成幼稚園に係る補足給付事業に関する申請書の受付、審査及び支給</p> <p>Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務 ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得・閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得・閲覧することが可能となる。</p>	事前	
令和7年6月30日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	<p>1 児童福祉システム 2 宛名管理システム 3 中間サーバー 4 団体内統合利用番号連携サーバー 5 サービス検索・電子申請機能</p>	<p>1 児童福祉システム 2 宛名管理システム 3 中間サーバー 4 団体内統合利用番号連携サーバー 5 サービス検索・電子申請機能 6 Public Medical Hub(PMH)</p>	事前	
令和7年6月30日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	<p>・番号法第9条第1項 別表の8、9、37、43、44、45、49、56、94、101の項 ・番号法第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第8条、第9条、第29条、第34条、第35条、第36条、第40条、第44条 ・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</p>	<p>・番号法第9条第1項 別表の8、9、37、43、44、45、49、56、94、101の項 ・番号法第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第8条、第9条、第19条第6号、第29条、第34条、第35条、第36条、第40条、第44条 ・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</p>	事前	
令和7年6月30日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和7年1月31日時点	令和7年6月30日時点	事前	
令和7年6月30日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年1月31日時点	令和7年6月30日時点	事前	
令和8年1月5日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	<p>・番号法第9条第1項 別表の8、9、37、43、44、45、49、56、94、101の項 ・番号法第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第8条、第9条、第19条第6号、第29条、第34条、第35条、第36条、第40条、第44条 ・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</p>	<p>・番号法第9条第1項 別表の8、9、37、43、44、45、49、56、94、101、135の項 ・番号法第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第8条、第9条、第19条第6号、第29条、第34条、第35条、第36条、第40条、第44条、第74条 ・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</p>	事前	
令和8年1月5日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>（情報提供の根拠） ・番号法第19条第8号 同号に基づく主務省令第2条の表 13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 （情報照会の根拠） ・番号法第19条8号 同号に基づく主務省令第2条の表 13、16、57、63、64、65、70、74、75、116、121の項 ・番号法第19条第9号</p>	<p>（情報提供の根拠） ・番号法第19条第8号 同号に基づく主務省令第2条の表 13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 （情報照会の根拠） ・番号法第19条8号 同号に基づく主務省令第2条の表 13、16、57、63、64、65、70、74、75、116、121、160の項及び162条 ・番号法第19条第9号</p>	事前	
令和8年10月16日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和7年6月30日時点	令和8年10月16日時点	事前	
令和8年10月16日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年6月30日時点	令和8年10月16日時点	事前	
令和8年10月16日	表紙 公表日	令和8年1月10日	令和8年10月16日	事前	